

確定申告 自分で書いて お早めに!



確定申告の相談および申告書の受付

申告書の受付

平成16年分の所得税の確定申告の相談および申告の受付は、

2月16日(水)～3月15日(火)まで

申告書は郵送等により提出することができます。

※七尾税務署では、閉庁日(土・日・祝日等)は相談および受付は行っておりません。

インターネットでいつでも! 簡単に!
基本的な計算誤りなく!

所得税の確定申告書が作成できます。

☆所得税の青色申告決算書・収支内訳書、消費税の確定申告書も作成できます!

国税庁確定申告サイトオープン
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたも今すぐアクセス。
www.nta.go.jp
確定申告 3月15日(火)まで 3月31日(木)まで

金沢国税局のホームページ

(<http://www.kanazawa.nta.go.jp>) では、申告書

を作成できる「所得税の確定申告書作成コーナー」を開設しています。

「金沢国税局ホームページ」↓「確定申告等情報」

↓「確定申告書等作成コーナー」で利用できます。パソコンの画面にしたがって金額などを入力することで自動計算し、ご自宅のカラープリンタで確定申告書が印刷できます。

印刷した確定申告書等は、押印の上、添付書類とともに税務署に提出してください。

※電子申告・納税システムではありませんので、ご注意ください。

所得税改正のお知らせ

【平成16年分から配偶者特別控除が変わりますのでご注意ください】

配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用される部分が廃止されました。

○ 配偶者の合計所得金額が38万円以下(給与収入103万円以下)の場合は適用がなくなりました(控除額0円)。

○ 配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満(給与収入103万円超141万円未満)の場合は、前年までと同様に適用があります。

農業所得の申告は収支計算で

● 農業所得標準(お知らせ)の廃止

これまで、確定申告の「目安」として利用されてきました「農業所得標準」(お知らせ)は、平成16年分を最後に廃止されます。

平成17年分より、すべての農業所得は、その年の収入金額から必要経費を控除して所得金額を算出する「収支計算」により申告することになりました。

● 初めて収支計算をされる方へ

平成17年1月から、農業所得の収支計算に必要な書類の保管、取引等の記録が必要になります。

● 収支計算による申告は1年でも早く

農家の方には、収支計算に慣れていただくためにも「平成16年分から収支計算による申告」をお勧めします。

※お問い合わせは

七尾税務署 ☎52-3381(代)